

「令和4年度 国際植物防疫条約に関する国内連絡会」 議事概要

開催日時：令和4年9月9日（金）13：30～16：00

開催場所：消費・安全局第1会議室（傍聴はWebexによるウェブ傍聴）

1 開会

農林水産省消費・安全局植物防疫課国際室 小林室長から挨拶。
委員の互選により、大藤委員が議事進行役に選任された。

2 国際植物防疫条約（IPPC）及び国際基準策定プロセス

事務局（農林水産省消費・安全局植物防疫課）から国際植物防疫条約及び国際基準策定プロセスについて説明。

3 1回目の加盟国協議に諮られている ISPM 案

事務局から、以下「植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）」案の概要及び我が国の主なコメント案について説明後、質疑応答。

（1）ISPM37「ミバエ科に対する果実の寄主ステータスの決定」附属書 「利用可能な情報を評価するためのクライテリア」

阪村委員：ISPM37の本体は、果実・品種の寄主ステータスを傷の無い果実で決定するようにデザインされている。このため、セクション3の一般評価基準の中に傷がある場合の議論を持ち込むのは基準全体のバランスを崩し、受け入れられない可能性がある。傷果についてはセクション4の不確実性又はセクション5の適用の部分にコメントしたほうが良いのではないかと。

事務局：頂いた意見も踏まえて、再検討したい。

阪村委員：本附属書案において、条件的寄主に関して病害虫リスク分析（PRA）を行う場合、自然寄主のリスクよりも低いと考えるべきとの記載があるが、現在我が国のPRAでもこのように取り扱っているのか。

事務局：現行ISPM37では条件的寄主の定義が野外試験の場合のみ寄生するものとされている。一方、実際には条件的寄主に該当するものはほとんどないため、我が国のPRAで考慮することもほとんどないのが実態。

（2）ISPM27「規制有害動植物に関する診断プロトコル」附属書

大藤委員：コメント案については、具体的な修正案ではなく、論文を提供するとともに、遺伝子診断に関する情報を追加したほうが良いとの提案をすることをよいか。

事務局：然り。

(3) ISPM 5 「植物検疫用語集」の改正（1回目、2回目協議）

意見無し。

4 2回目の加盟国協議に諮られている ISPM 案

事務局から、以下 ISPM 案の概要及び我が国の主なコメント案について説明後、質疑応答。

(1) ISPM 4 「有害動植物無発生地域の設定のための要件」の改正

意見無し。

(2) ISPM18 「植物検疫措置としての放射線照射の使用のための指針」の改正

等々力委員：本文中の product を process load に変更すべきとのコメントについて、違和感がある。process load は荷口全体を指すものであり、この文脈では product のままで良いと感じる。

事務局：process load の定義を確認したうえで、再度検討したい。

荻野委員：要求されるレスポンスの達成を検証し、植物検疫証明するとされているが、死亡以外の発育阻止などについてはどのように検証するのか。

等々力委員：個々の病害虫ごとに放射線照射線量などを規定している ISPM28 の附属書において、最低線量におけるレスポンスがすでに検証されている。このため、個々の処理ではレスポンスではなく線量で検証すべき。

事務局：本基準に具体的な発育阻止のレスポンスの検証方法は記載されていない。頂いたご意見も踏まえて、再検討する。

荻野委員：実際の国際貿易において、放射線照射処理は利用されているか。また、日本への輸入に利用されるケースはあるか。

事務局：諸外国においては国際物流で利用されている。日本については、食品衛生法により検疫目的で放射線照射処理した食品の流通は規制されているため、日本の輸入では利用されていない。

等々力委員：参考情報だが、米国などでは輸出前の処理だけでなく、入港時の処理としてメキシコ産グアバ、パキスタン産マンゴウなどに対して利用している。

(3) ISPM20 「植物防疫輸入規制制度のための指針」附属書
「個別の輸入許可の利用」

児玉委員：日本からのコメント案において透明性を向上させるため ISPM 1 に沿って、輸入要件を「公表」すべきとあるが、ISPM 1 では「公表」だけでなく「通報 (transmit)」も記載されているため、コメント案に「通報」を追加したほうが良いのではないか。

事務局：頂いたご意見を踏まえ、再検討したい。

(5) ISPM28「規制有害動植物に対する植物検疫処理」附属書案

等々力委員：日本からのコメント案で指摘しているビーズレイコナカイガラムシがウイルスを保有するとの報告は昨年加盟国協議以降に公表されたものか。ウイルスの伝搬を防ぐのであれば、求められるレスポンスを害虫の死亡とするのが普通でないか。

事務局：本報告は昨年加盟国協議以降に確認されたもの。ただし、保有はするものの実際にウイルスを伝搬するかどうかの報告はまだない。なお、当該処理を植物検疫措置として採用するかは輸入国の判断による。

等々力委員：承知した。

4 閉会

事務局：本日の議論を踏まえて事務局で我が国のコメント案を再度調整するので引き続き御協力願いたい。提出期限の9月30日までに我が国のコメントとしてIPPC事務局へ提出する。

(以上)